

## 「認知症サポート企業」事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、企業及び団体（以下「企業等」という。）と行政が一体となって認知症の人とその家族を支援しようという社会的気運を醸成し、認知症の人とその家族が「地域社会に支えられている」と実感できる社会づくりに参画することを目的とする「認知症サポート企業」事業（以下「事業」という。）を実施するために必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、認知症サポート企業（以下「サポート企業」という。）とは、厚生労働省老健局計画課長通知平成18年7月12日老計発第0712001号「認知症サポーター養成事業の実施について」で定める認知症サポーターの計画的な社内養成、継続的なフォローアップ及びその他自主的な取組を実施し、認知症への適切な理解と対応に努める企業等をいう。

### (県及びサポート企業の役割)

第3条 県及びサポート企業は、相互に共同しながら事業を行うものとする。

- 2 県は、事業の趣旨を市町村、県民及び企業等に周知し、事業が円滑に進むよう努めるとともに、県ホームページ等でサポート企業名を公表する。
- 3 サポート企業は事業の趣旨を踏まえ、全従業員の認知症サポーター養成講座の受講を目標とし、認知症サポーターの計画的な養成及び継続的なフォローアップを実施する。

### (登録の手続き等)

第4条 登録を希望する埼玉県内の企業等は、雇用形態等を問わず従業員の過半数が認知症サポーターとなった時点で、様式第1号により県に登録を申し込むことができる。

なお、登録は原則として事業所単位ではなく、当該企業等の県内全ての事業所等を取りまとめ、企業若しくは団体単位で登録するものとする。

- 2 県は、前項の規定による申込みを受けたときには、内容を確認の上、企業等の名称を登録・公表するものとする。
- 3 登録を受けたサポート企業が、第1項の登録を廃止しようとするときには、あらかじめ様式第2号による廃止届により県に届け出るものとする。
- 4 県は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を公表するものとする。
- 5 サポート企業の取組が、事業の趣旨や県の認知症施策に反する場合等には、県は登録を拒否又は取り消すことができる。

### (その他の取組)

第5条 サポート企業は地域においても認知症の人やその家族を支援する取組みを積極的に行うよう努めるものとする。

**(優良誤認の禁止等)**

第6条 サポート企業は「認知症サポート企業」の名称を活用するなどして、あたかも、自社の商品・サービスを県が推奨するものとして、消費者に誤信を与えるような広告表示、勧誘及び契約締結（以下「広告表示等」という。）をしてはならない。

2 サポート企業は、サポート企業であることを名刺や自社の商品・サービスのパンフレット等の印刷物に表示する場合は、事前に県に協議するものとする。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成24年7月10日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。